

第 164 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 10 月 23 日(火) 午前9時～午前10時5分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (38名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	9 番 佐 伯 徳 明
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫
26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修	29 番 金 倉 弘 美
30 番 小 池 誠	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司
35 番 松 原 康 夫	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫
40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

応 招 者 農業振興課 農政グループ 企画員 山 田 和 彦

5. 欠席委員(5名)

8 番 松原委員 18番 藤原委員 23番 和久利委員 34番 嵐谷委員 36番岩田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(4条)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(5条)

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第6号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
職務代理	164回奥出雲町農業委員会総会を行います。本日会長が欠席のため代わって進行させていただきます。よろしくお願いいたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2名。委員総数18名中16名の出席で過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 原田委員、2番 安部委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年10月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積2,341㎡。賃貸人氏名 ○○△△、住所、△△△、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△、解約届出日、平成30年5月2日、解約成立日平成30年4月30日、土地引渡時期は平成30年9月30日、解約の理由、賃借人の都合による。 以上です。
職務代理	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成30年10月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 2,422 ㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 480,000 円です。 番号2、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 127 ㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号3、農地の所在 △△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は 67 ㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 20,000 円です。 番号4、農地の所在 △△△外18筆、地目は登記簿 現況ともに田、畑、面積は 358 ㎡他で計8,456.04㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額 無償です。

	これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
職務代理	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員
21 番	21 番○○が説明させていただきます。1 番の場所ですけれども□□□□の△△から△△のほうへ入りまして□□□□の手前の三叉路を右に入りますと△△自治会があります。500 メートルくらい行きますと右手に○○○○さん宅がございます。当田んぼは家の下隣になります。現在稲作はしておられませんで、牧草を作っておられます。それ○○○○さんが購入したいという事でございます。現在田んぼと牛を飼っていらっしゃいます。牛を飼っていらっしゃいますので藁がたくさんいるという事です。 よろしく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第 1 号番号1について質疑にはいります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。
26番	次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 26番 ○○委員 26番○○が補足説明させていただきます。 まず場所ですが、□□□□の△△△との町境の手前にあります、△△地区の△△方面への分かれ道から△△方面に500メートルくらい下がったところに譲受人の○○○○さんのお宅があります。お宅の正面右側が申請地になります。○○さんは△△の住所になっていますが、ご実家が譲受人の○○さん宅から更に△△方面に400メートルのところにあります。○○さんのお姉さんが単身でお住まいでございます。お姉さんも畑をされていますが今回の申請地の畑は家から遠く日頃の管理を○○さんをお願いしている状態がずっと続いており、いっそのこと譲渡して○○さんに管理していただきたいとの意向で、今回の申請となりました。周辺農地も○○さんが適切に管理していらっしゃいますので、問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第 1 号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 32番 ○○委員

32番	32番 ○○が補足説明させていただきます。3番目の○○さんの畑ですけれども、△△自治会館から右へ100メートルくらい入ったところに○○さんのご自宅がありましてその真裏にこの畑がございまして、ここはもともと○○さんが耕作されてましたが、ちょっと高齢になられまして今△△のほうに出ておられまして耕作ができないという事で○○さんのほうへ譲り渡したいという事でございます。対価は20,000円という事になっておりますが、高いか安いかわかりませんが、お二人で相談されたそうです。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号3について可とすることに決しました 次、議案第1号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 40番 ○○委員
40番	40番○○が4番について補足説明をさせていただきます。 ○○さんは△△自治会の方でございます 場所ですが、県道□□□□線を△△に入って△△、△△と抜ける県道沿いに○○さん宅があります。△△に入って400メートルくらい△△寄りのところにご自宅がございまして。そしてこの田畑でございまして、その県道挟んで両サイド点在しておる状況でございまして。この度、○○さんに所有権をお譲りして作ってもらうわけですが、この○○さんですけれども、ご主人の○○さんですけれども△△のほうでお住まいでございまして、今年お亡くなりになられまして夫人さんが相続されることになりましたが、なかなか△△のほうから帰って農地の耕作をすることは困難という事で妹さんであります、○○○○さんに耕作をお願いするということでございまして。そしてこの○○さんは、法人の組合員さんでもありますしこれからお願いをするというものでございまして。耕作そのものは○○法人さんが耕作されておりますので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年10月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 66 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 進入路等、施設 進入路、露天駐車場、転用理由は、自宅への進入路及び駐車場を整備するため。除地については平成30年6月7日に許可となっていま

	番号2、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,142 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 露天駐車場及び資材置き場、施設 進入路、露天駐車場、転用理由は、事業で使用する車両、資材置き場を整備するため。除地については平成30年6月7日に許可となっています。 番号3、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 10 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓が山林にあり遠いため。除地については平成30年10月1日に許可となっています。 番号4、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 118 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 宅地拡張、施設 車庫、転用理由は、現在の車庫が小さいため、現宅地と隣接地(申請地)となっている土地へ車庫を設置するため。除地については平成30年10月1日に許可となっています。 番号5、農地の所在、△△△外2筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 209 m²他で計 638 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△、転用目的 露天駐車場、施設 露天駐車場、転用理由は、所有者が○○である□□□□の駐車場が狭いため。除地については平成30年6月7日に許可となっています。 番号2につきましては、昭和54年度から昭和62年度において県営△△地区第3工区は場整備事業が実施された農地であることから、また、番号3につきましては、昭和51年度から昭和62年度において県営△△地区第3工区は場整備事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 他の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」、に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくお願いたします。
職務代理	事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします 20番 ○○委員
20番	20番○○が番号1について補足説明させていただきます。これは私の前におられました、○○○○さんの息子さんでございまして自宅は、△△から△△△から右に行きますと木次線ですけれども自動車等は通れない小さい踏切がありましてその前に家があります。宅地内の片隅の畑なんです小さな小屋が建っておりますが、それも壊して駐車場にするといい事です。 徐地も出ておりますので全く問題はないと思います。よろしくお願いたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について 質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をおねがいたします 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をおねがいたします。

20 番	2 番について同じく20番 ○○が補足説明いたします。 この場所ですけれども、先ほどの木次線沿いにもう少しあがりますと△△にわたる踏切があります。そちらの右側のところにある田です。こちらの横に作業場を持っておられまして車及び耕作機械をお持ちでございます。その場所がなかなかとれないという事で農閑期といいますかそういう時は道端に停めたりしておられるということでこの田を駐車及び資材置き場にしたいという事です。徐地もしておりますし、場所も支障はないと思います。宜しく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
27番	次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 27番 ○○委員 番号3について27番○○が補足説明させていただきます。 この土地は△△地区△△自治会にございます。一昨年○○○○さんのお父さんが亡くなられてまして現在山中にあり遠くて管理がしにくいという事で家の近くに持ってきてたい、という事で申請が出たものです。先ほど事務局から説明がありましたが、圃場整備事業でできた田んぼの一角でございます。改良区との協議も済ませておりますので問題はないかと思います。審議のほうよろしく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。
28番	次、議案第2号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 28番 ○○委員 番号4について28番 ○○が説明いたします。申請者は○○○○さんでございます。場所のほうは、△△地区△△自治会になります。申請地のほうは、ちっちゃなビニールハウスを建てて家庭菜園程度の活用をしておられます。 今年の春に息子さんも学校を卒業されて地元に戻ってこられて家から通って車をお持ちで、ございます。○○さん、農業のほうも熱心にやっておられまして、農機具も購入されたりして大変車庫のほうが狭くなって来たという事で、今回申請をされました。土地のほうも確認しましたが問題ないかと思います。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか

35番	(はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号4について可とすることに決しました。 次議案第2号番号5について担当委員の補足説明をおねがいたします 35番 ○○委員 番号5について35番 ○○が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは△△自治会の方でございます。○○という事で□□□でございます。場所は□□□駅から線路に沿って西側のほうへ100メートル行きますと踏切がございます。その高いところに□□□があります。その敷地から東側のところに路地がございます、その路地を挟んだところにこの畑の農地があります。そちらのほうに露天駐車場の計画がなされているという事でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号5について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号5について可とすることに決しました。
事務局	次、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年10月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 56 m²。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△、譲受人氏名 ○○○○、所在地 △△△、転用目的 車庫等、施設 車庫、転用の理由 追認です。家族が、増え車が多くなったため。 除地は平成30年10月1日に許可となっています。顛末書も出ております。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしくをお願いいたします。
職務代理	事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 22番 ○○委員
22番	22番の○○でございます。この場所は過去にわからずに埋められたという事でございます。行ってみましたら、△△の□□□から入った先のほうでございますが、もうこのような状況下になっておるとい事で。まあ、追認せざるを得ないだろうなという事ですし、周りの道路にも支障をきたさないという事を確認しております。どうかよろしくをお願いいたします。

職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 次、議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号 農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。所有権移転です。 事務局説明してください。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年10月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△外3筆、地目、登記簿、現況ともに田、面積1,874㎡外で合計7,845㎡、内容は新規です。所有権を移転する者の氏名、〇〇〇〇、所在地、△△△、経営面積はご覧の通りです。所有権の移転を受ける者の氏名、〇〇〇〇、住所、△△△、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、対価につきましては、総額2,030,000円。移転の時期は、平成30年10月23日、支払い方法 口座振り込み、支払い時期平成30年11月30日です。 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転であります。農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意を得ております。 ご審議の程宜しくお願い致します。
職務代理	事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 〇〇委員
15番	説明させていただきます。 去る4月25日の第158回の総会で△△△の〇〇〇〇様からしまね農業振興公社への所有権移転が承認になったところでございますが、この度その農業振興公社から〇〇〇〇さんが経営拡大のためにこれを購入されるものでございます。 場所は、□□□さんの、少し下の△△△集落にあります圃場整備済の4枚の田んぼでございます。 ご承認のほどよろしくをお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号 番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました 次、議案第5号農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。利用権設定です。

事務局	事務局説明してください。 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年10月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 △△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田、面積 1026㎡ 他合計1895㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年1か月 賃借料につきましては、総額玄米30kgです。 番号2 農地の所在 △△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1361㎡他合計4272㎡ 内容は新規です 利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は15年 賃借料につきましては 10a 当たり玄米30kgです。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
職務代理 21番	事務局の説明が終わりました。 議案第5号 番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員 21番○○が補足説明いたします。場所のほうは△△△から△△△のほうへ□□□線を下りますと、△△トンネルから約2キロ行きましたら斐伊川の橋がございまして、橋を渡ったところが△△自治会の△△△集落になります。現在7戸でございます。そこに□□がございます。□□□さんです。それが○○さんです。現在施設のほうに入所しておられまして。隣の○○さんが□□の前と横の田んぼをずっと作ってらっしゃいます。年齢のほうは高齢でございすけれども現在営農組合の委員さんもやっていただいておりますし勢力的に頑張っていられすし、これからも作りたいという事ですのでよろしくお願い致します。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号1について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 次、議案第5号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員
39番	番号2について39番○○が補足説明させていただきます。まず場所でございますが、△△の小学校前の国道を300メートル上がりますと□□□□がございます。その脇を入りまして△△△側の橋を渡って50メートルくらいのところの右にある田んぼが、一つでございます。それから、そこから50メートル上がられますと、○○○○さんの自宅がございす。その前、左側に田んぼを挟んだむこうに□□□□がございます。その□□□□の脇にある

職務代理	田んぼでございます。〇〇さんは体調を崩されまして農業ができないという事で〇〇〇〇さんに託されるものでございます。〇〇さんは認定農業者として頑張っておられます。契約期間が15年になっておりますが〇〇さんは74才という事で15年もできないではないかと心配しておりますが、〇〇さんの息子さんが頑張ってお手伝いをしておられますのでできるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。
山田	次、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程いたします。 事務局説明してください。 失礼します、農業振興課農政グループの山田です。よろしくお願いいたします。 今回平成30年度 第2回目の農用地区域変更という事でいわゆる除地申請の受付をいたしました。まずお手元の資料でございます。ホッチキス止めで全部で29ページでございます。そちらのほうの説明をさせていただきます。 まず、1ページから6ページ両面でございます。こちらが理由書になっております7ページから17ページが構図の写し、位置図となっております。そして18ページから利用計画図となっております、最後のA3の管内図はそれぞれの申請場所を示しておりますので合わせてご確認いただきたいと思います。 それでは内容について説明させていただきます。 今回の除外申請件数は全部で11件、筆数で言いますと15筆、面積で言いますと1646㎡。内田は1048㎡、畑598㎡でございます。変更の内訳でございますが、1ページのところにそれぞれ書いてございます。ご覧いただきたいと思います。件数としましては駐車場が2件墓地が6件、一般住宅が1件農機具倉庫1件、作業場1件、進入路1件となっております。 それでは、一覧のほうになりますけれども4ページをご覧ください こちらが今回申請のありました11件の内容でございます。読み上げます。 土地の所在 △△△ 地目 畑、面積 56㎡ 土地の所有者 〇〇〇〇 事業計画者 〇〇〇〇 除外の理由 駐車場 許可条項は 農地法第5条第2項第2号です 土地の所在 △△△地目 畑 面積 149㎡内10㎡ 土地の所有者 事業計画者は〇〇〇〇 除外の理由 墓地 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 畑 面積 199㎡内66㎡ 土地の所有者 事業計画者 〇〇〇〇 除外の理由 墓地・植栽 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積 368㎡うち10㎡ 土地の所有者 事業計画者 〇〇〇〇 除外の理由 墓地 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 畑 面積 67㎡内 10㎡ 土地の所有者 事業計画者 〇〇〇〇 除外の理由 墓地 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 畑 面積 400㎡内 320㎡ 土地の所有者 事業計画者 〇〇〇〇 除外の理由 農機具倉庫 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積 252㎡内10㎡ 土地の所有者 〇〇〇〇 事業計画

職務代理	者 ○○○○ 除外の理由 墓地 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 畑 面積 286㎡内136㎡ 土地の所有者 ○○○○ 除外の理由 墓地・倉庫・植栽 農地法第5条第2項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積 394㎡内105㎡ 土地の所有者 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 進入路 農地法第4条第6項第2号でございます。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積 427㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 一般住宅 農地法第5条第2項第2号です。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積97㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 一般住宅 農地法第5条第2項第2号です。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積58㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 作業場 農地法第5条第2項第2号です。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積77㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 作業場 農地法第5条第2項第2号です。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積44㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 一般住宅 農地法第5条第2項第2号です。 土地の所在 △△△ 地目 田 面積220㎡ 土地の所有者 ○○○○ 事業計画者 ○○○○ 除外の理由 駐車場 農地法第5条第2項第2号です。 以上今回申請でございます。よろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 いかがでしょうか、 異議ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を承認することに決しました。 以上をもちまして、本日提案いたします議題のすべてを終了いたします。 次回の農業委員会総会は11月22日木曜日、9時から横田庁舎で行いますのでよろしくお願いいたします。
-------------	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 月 日

議 長 18 番 ⑨

議事録署名委員 1 番 ⑨

議事録署名委員 2 番 ⑨
